

認知症などの介護に備えて

家族信託で生活負担軽く

自分や親が認知症になったときの介護や資産管理は誰もが気掛かりな問題。近年、選択肢の一つとして注目されているのが家族信託という制度だ。資産を取り崩して介護費用に充てやすいといった柔軟性などについて、専門家に話を聞いた。



本アー
日ニヤ
太シジ
手託ネ
横財マ
山田 彰太
山田 彰太
山田 彰太

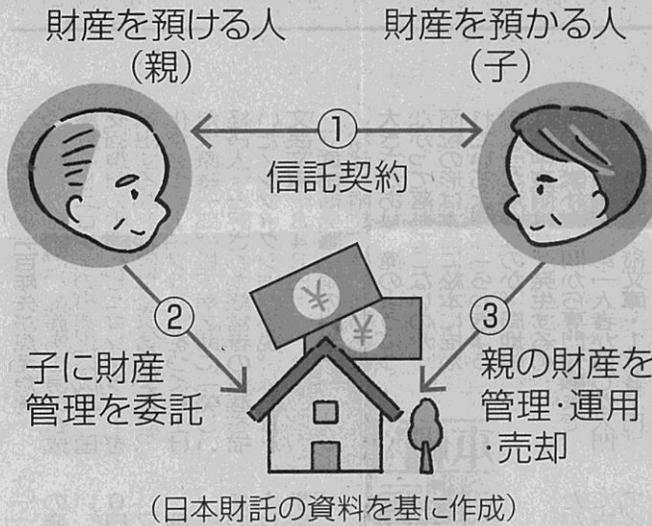
不動産の投資・管理などを行う日本財託（東京都新宿区）の横手彰太シニアマネジャーによると、制度のベースとなる信託法は2006年に大きく改正。近年、活用が広まりつつあるという。

この制度は、資産を持つ親や本人が認知症などで社会的に必要な判断ができなくなった場合、子どもや家族に資産の管理・運用を任せるもの。子どもらは受託者として、委託者であり受

益者の親の不動産売却や預貯金の活用もできるので、生活への負担が軽く済む。例えば、介護費用や老人ホームの入居費の捻出を目的に、親の住む家などを売却できる。親の銀行預金を信託すれば、そこから医療費や生活費を支払える。横手シニアマネジャーによると、既に利用されている成年後見制度は資産を保護する意味合いが強い。後見人は家庭裁判所の監督を受け、資産の保全に努める義務がある。

子どもや家族に資産管理任せる

家族信託のしくみ



1 スがある。親族が後見人でも、裁判所の指摘や手続きが面倒で処分しにくい場合があるという。

また、外部の後見人なら必要になる月2万〜6万円程度の報酬も家族信託では

原則必要ない。横手マネジャーは「信頼できる親子や家族の間で結ぶ契約。子どものお年玉を管理する親という関係が逆転したようなもの」と例えた。

信託契約を結ぶ方法の一つは、家族間で取り決めた内容を公正証書にするというもの。委託者の親と受託者の子らが、資産の管理・活用などの内容を専門の弁護士や司法書士と共に話し合い、公証役場で文書にする。

ただ、「後見制度と違って家庭裁判所のチェックがない。家族としての信頼がなければ悪用が起きる怖さもある」とデメリットも指摘する。実際に信託契約を結ぶに当たって家族関係がネックになることがあるという。

こうしたリスクを減らすには、家族会議などですっきり話し合うこと。話し合いだけで4年かかった事例もあるという。横手マネジャーは「家族関係の状態が大きく影響するし、時間もかかる。認知症対策、資産管理の手段として考えるなら、早いうちに取り掛かるほうがいい」と助言する。